

法教育研究会報告書の概要

法教育とは何か

法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育

なぜ法教育が必要なのか

国民一人ひとりが法や司法を身近なものと感じることが大切

自由な活動範囲が広がることに備え、あらかじめ紛争を防止し、紛争が発生した場合には、法に基づいて公正な紛争解決を行う。

国民一人ひとりが司法に能動的に参加していく気持ちが大切

平成21年5月までに裁判員制度が実施される。

目指すべき法教育

法は共生のための相互尊重のルールであること

私的自治の原則など私法の基本的な考え方

憲法及び法の基礎にある基本的な価値

司法の役割が権利の救済と法秩序の維持・形成であること

を理解させるもの

これらのねらいを具体化した4つの教材の作成

ルール
づくり

法やルールの基本となる
考え方を学ぶ

私法と
消費者保護

契約を通して私的自治
の考え方を学ぶ

憲法の意義

憲法及び立憲主義の意義
を生活に関連付けて学ぶ

司法

裁判が果たす役割を学ぶ

法教育を普及させるための取組み

法務省において、文部科学省をはじめ、最高裁判所、日本弁護士連合会などの関係機関と連携して普及を促進する取組みを実施する